

令和元年5月17日
学 長 裁 定

東京海洋大学における禁煙対応について

健康増進法の一部を改正する法律が、2018年7月に成立した。今後、2020年4月1日の全面施行に向けて、学校（大学を含む）、病院、児童福祉施設等、行政機関においては2019年7月1日より規制が始まることとなる。また、東京都でも、東京都受動喫煙防止条例により都独自のルールが定められた。

今回の改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の趣旨は、望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子供等20歳未満の者に配慮し、施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理者が講ずべき措置等を定めたものである。

本学においては、屋内全面禁煙及び屋外指定喫煙場所以外での喫煙を禁じてきたところであるが、学生、教職員及び学内外の関係者を含め、その徹底を図るため、下記の取り組みを一層推進することにより、さらに安心、安全な教育研究環境を整備する。

記

（キャンパス内の禁煙）

1. 東京海洋大学の敷地内は、屋外指定喫煙場所以外はすべて禁煙とする。
2. 対象者は、本学の学生、教職員及び学外者で本学のキャンパスに立ち入る者とする。

（喫煙場所）

喫煙場所は、受動喫煙防止のための措置を講じた上で、各事業場の安全衛生委員会等で指定する。